

「はい、こちら企業の労働110番です」

電話は、従業員120人の安全衛生担当者からで、「健康診断について再三の指示にもかかわらず受診しない者がいます



10 名北協会相談員日誌

これが「企業の労働110番」です

(社)名北労働基準協会
専務理事・事務局長

池戸 宏光

が、従業員には受診する義務はないのでしょうか。また、受診しない者への対応について何か参考になることがあれば教えてください。

談でありました。

最初に、健康診断に関する労働安全衛生法（以下「法」という）の規定についてみることにします。

健康診断を受診しない従業員への対応は

ありません。

以上、健康診断について、法的には、事業者には実施義務があり、労働者には受診義務があることとなっています。

法では、事業者は労働者に対し医師による健康診断を行う義務が課せられていますが（法第66条第1項）とともに、健康診断を実施しなかった場合には罰則の適用もありません。（法第120条第1号）

一方、労働者にも健康診断の受診義務が課せられていますが、（法第66条第5項）健康診断を受診しなかった場合、罰則は

従いまして、まずは、事業者は未受診者がでないよう、一方、労働者は確実に受診すべきことが求められます。

次に、健康診断を受診しない理由、例えば多忙や健康への過信等個人ご

を提出する方法もあること（法第66条第5項但し書）等受診しやすい環境づくりとともに健康診断は労働者自身が健康で職業生活を送るためのものであることへの理解を得るよう努めることも大切であります。



とに確認し、その対応を図ることが大切であります。

そのため、受診日の選択幅の拡大、未受診者に対する日程の再調整さらには労働者が任意の医療機関で受診し、検査結果

他方、事業者

には、労働安全衛生法上の義務のほか労働者に対する健康配慮義務として、①労働時間、休憩時間、休日、休憩場所等について適正な労働条件を確保する義務 ②健康診断実施等労働者の健康状態を的確に把握する義務 ③把握した健康状態を前提に業務調整等健康管理をする義務が求められています

こと（「システムコンサルタント事件」平成12年10月13日最高裁ほか）など健康管理の一層の充実

しようか。

なお、公立学校の教員が胸部X線検査の受診を拒否し続けたために、教育委員会が行った減給処分に対し、一審は無効としましたが、高裁では一審判決を取り消し、減給処分を有効とし、最高裁では「教員は、労働安全衛生法等に基づき受診する義務があり、学校長は職務上の命令として、受診を命ずることができる」と判示し、減給処分を有効とした判決があります（「愛知県教育委員会事件」平成13年4月26日最高裁）